

「要綱案」をもって国会陳情!

十月五日、午後一時から衆議院大蔵委員会の委員を中心に国会陳情を行った。衆議院本会議がちょうど開かれていたが、衆議院大蔵常任委員会理事である日本社会党の渡辺嘉蔵議員は、私達の陳情のためにわざわざ時間をさいて面談に応じてくれた。

参議院については、政局が揺れ動いているときであり、参議院大蔵委員会の委員名簿を入手することができなかった。

そこで、日本社会党副委員長である千葉景子参議院議員と、また日本共産党参議院議員団長の、上田耕一郎参議院議員に陳情を行った。

陳情の内容は、(1)国税通則法第七四条の二の規定を廃止して、税務行政の分野でも、行政手続法が適用されるようにすること、(2)わが国でも、納税者の権利保護を目的とした「納税者権利基本法」(仮称)と「税務行政手続法」(仮称)を制定すること、である。

国会陳情を行って

十月一日から行政手続法が施行されたばかりのことであって、「税務行政の分野にも行政手続法が適用されるようにしてもらいたい」という陳情については、比較的理屈を示すこともあったが、納税者権利憲章としての「納税者権利基本法」と「税務行政手続法」の制定については、まだまだの感が強かった。

特に現在の政局は、新、新党の結成など非常に揺れ動いている時期でもある。

新たに、納税者の権利保護を目的とした「納税者権利基本法」と「税務行政手続法」を法制化するためには、現在の連立与党だけではなく、日本共産党も含めたあらゆる政党に働きかけを行うことと、TCフォーラムの運動を今まで以上に国民的レベルの運動にしていく必要がある。



衆議院大蔵常任委員会理事である日本社会党・渡辺嘉蔵議員へ陳情



日本共産党参議院議員 団長の上田耕一郎議員へ陳情書を提出

ハシンボジウム参考資料

税理士法(昭二六・六一五) 最終改正 平五法八九
法二 三 七

(税理士の業務)

第一条 税理士は、他人の求めに応じ、租税(印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第八条の二第四項に規定する市町村法定外普通税及び同法第十三条の三第四項に規定する道府県法定外普通税をいう。))その他の政令で定めるものを除く。以下同じ。)に関し次に掲げる事務を行うことを業とする。

一、税務代理(税務官公署(税関官署を除く)ものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。)に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て(これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二章の規定に係る申告、申請及び不服申立てを除く)ものとする。以下「申告等」という。)につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること(次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。)をいう。

二、税務書類の作成(税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類で大蔵省令で定めるもの(以下「申告書等」という。))を作成することをいう。

三、税務相談(税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等(国税通則法(昭和三十一年法律第六十六号)第二条第六号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。))の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。

2 税理士は、前項に規定する業務(以下「税理士業務」という。))のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。

十一月十四日シンポジウム開催

多数の会員の参加を!

十一月十四日午後一時より、文京区民センター(地図参照)で、シンポジウムを開催する。

(1) シンポジウムの位置づけ

① TCフォーラムとして、「納税者権利基本法要綱案」と「税務行政手続法要綱案」を発表したが、このシンポジウムをとおして、これら要綱案の内容をよく理解し、さらにより良いものとするために行うものである。

② TCフォーラムは、会則にあるように、納税者の権利の確立のために、「納税者の権利憲章」(「納税者権利基本法」と「税務行政手続法」)の制定を目指している。

この目的に賛同する団体や個人など幅広い会員から構成されているので、お互いの立場を尊重した上で、実りある議論を行いたい。

(2) 当日の進め方

① 午後一時受付開始、午後一時二十分から五時まで行う。

② 当日は、鶴見祐策弁護士の基調講演を受けて、その後討論を行う予定である。

(3) 問題提起

① 「税務行政手続法要綱案」を考える上で避けておれないのは、税理士制度との関係である。

現在、税理士制度がある国は、わが国のほかはドイツと韓国だけである。税理士法で規定された「税務代理」についてどう理解し、「税務行政手続法要綱案」にどう位置づけていくかが今後の運動のポイントとなっていくといえよう。

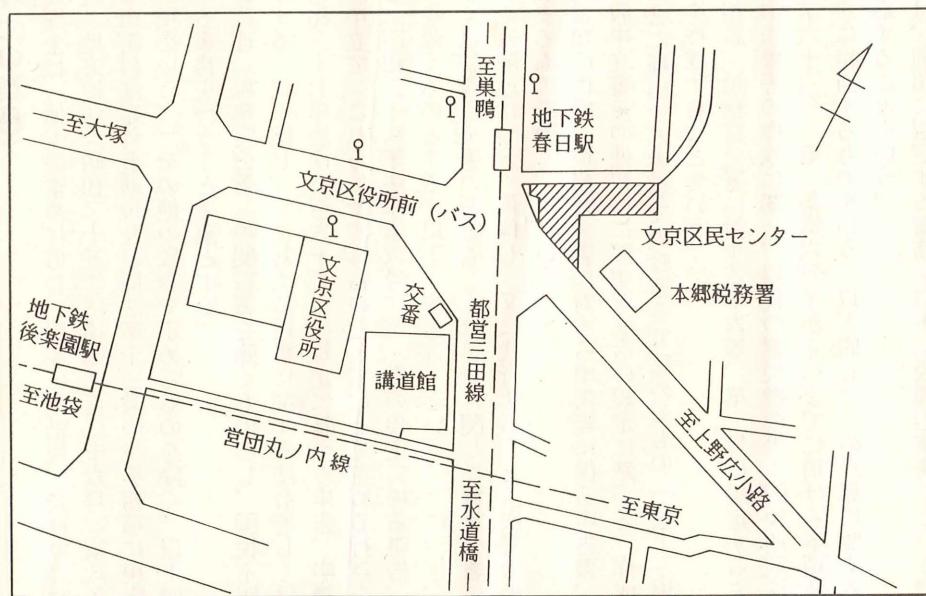
② その他、発表した各要綱案について、問題提起があったら、益子 良一

(横浜市神奈川区台町七二二 ハイッ横浜二〇七)

FAX 〇四五―三二四―五二二九

宛へ十一月十日までに文書で連絡を。

文京区民センター案内図



◎有料駐車場をご利用ください。30分ごとに200円。

所在地 ㊤113 東京都文京区本郷四丁目15番14号

TEL(3814)6731

関係議員各位

「納税者権利基本法」および「税務行政手続法」 制定の陳情書

1994年10月5日

「納税者の権利憲章をつくる会」(TCフォーラム)

東京都新宿区三栄町9番地 NIKビル2階

電話 03(3359)7530

代表委員

池上 惇 (京都大学教授)

石村善治 (福岡大学教授)

大江志乃夫 (評論家)

北野弘久 (日本大学教授)

暉峻淑子 (埼玉大学名誉教授)

私達の会は、日本における納税者(タックスペイヤー)の権利保護のために「納税者の権利憲章」
具体的には、「納税者権利基本法」と「税務行政手続法」の制定を目指して、その目的を一にする個人、団体でつくっている会です。

今年の4月に創立総会を開催して正式に発足しておりますが、学者、弁護士、税理士、事業家、市民団体、労働団体、業者団体、法律家および税務専門家の団体など、広く会の目的に賛同した方々が加入しております。

1985年カナダでは「納税者の権利宣言」、1988年アメリカ「包括的納税者権利保障法」、
1991年イギリスでは「新納税者憲章」など、近年、先進諸国においては、納税者の権利保護を目的とした法律ないしは公文書が続々と制定、公布されております。

さて、わが国でも行政手続法が1993年11月5日成立し、1994年10月1日から施行されております。

しかし、税務行政の分野では、国税通則法第74条の2の規定を新設して、質問検査権の行使である税務調査等について行政手続法の適用除外としております。

また実務上よく問題となる修正申告の懲罰という行政指導についても、国税通則法第74条の2の規定によって、行政手続法の適用除外とされております。

そこで下記について陳情いたします。

1. 国税通則法第74条の2の規定を廃止して、税務行政の分野でも、行政手続法が適用されるようにすること。
2. わが国でも、納税者の権利保護を目的とした「納税者権利基本法」(仮称)と「税務行政手続法」(仮称)を制定すること。